

## 千曲市空き家バンクリフォーム補助金 Q&A

Q1.どのような人が「補助対象者」となるのか？

A1.下記に該当する方が「補助対象者」となります。

- ① 過去において本市に居住したことがない方、又は、補助金の交付申請をした日前3年以内に初めて転入した方
- ② 他の市区町村に住民登録があり、定期的に市内に在住する方
- ③ 空き家バンクに登録した空き家を購入、又は、賃借した方(3親等内の親族間を除く)  
ただし、賃借した方が申請する場合、所有者の承諾を得ている方です。
- ④ 暴力団員でない方
- ⑤ 市税等に滞納がない方
- ⑥ 補助金の交付を受けた日から10年間維持し、または居住する方  
ただし、家財処分の場合は下記に該当する方を「補助対象者」とします。
  - ① 空き家バンク登録者または利用者
  - ② 暴力団員ではない方
  - ③ 同一世帯全員が前住所地又は千曲市に市税等の未納がない方

Q2.空き家バンクに登録されている空き家を確認するには、どうすればよいか？

A2.空き家バンクに登録されている空き家は、千曲市のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

Q3.どのような内容が補助対象となるのか？

A3.修繕、模様替え又は設備改善工事で、市内に事業所を有する法人又は個人の施工業者が実施するものです。家財道具の処分については、千曲市で一般廃棄物処理業の許可を受けている者により実施するものが補助の対象となります。

また、下記に該当する工事が補助対象となります。

【リフォーム】

- ① 水洗化工事(公共下水道に接続する工事)
- ② 内装工事(壁紙や床、内壁、天井の張替え等の工事)
- ③ バリアフリー工事(手すりの設置、段差の解消、階段や廊下幅の拡幅等) ※市の他の助成制度の併用は不可
- ④ 省エネ工事(窓、床、壁、天井などの断熱改修工事)
- ⑤ 水回り工事(浴室、台所、トイレなどの改修工事)
- ⑥ 外装工事(屋根の葺替え・塗装、外壁の張替え・塗装、雨樋の改修等の工事)
- ⑦ 間取りの変更等の模様替えを行う工事

#### 【家財処分】

家具類、衣類、寝具類、家電製品(テレビ、クーラー、冷蔵庫、洗濯機を除く)等が該当します。

Q4.どのような内容が補助対象外となるのか？

A4.下記に該当する工事は補助対象外です。

- ① 外構工事(造園、門扉、堀等)
- ② 併用住宅の非住宅部分に関する工事
- ③ 物置、車庫等の改修、新設工事
- ④ 井戸に関する工事
- ⑤ 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ⑥ 他の補助金等の対象となる工事
- ⑦ 電化製品(テレビ、エアコン、冷暖房機器、冷蔵庫、食洗機、電子レンジ、オーブン、コンロ、炊飯器、照明器具(単体)などの製品類)
- ⑧ 耐震化工事 ※別途補助金があります。

Q5.自分で行うリフォーム工事や家財処分は補助対象となるのか？

A5.自分で行う工事や処分は補助対象とはなりません。

Q6.市で業者を紹介してもらえるか？

A6.市では業者の紹介は行いませんので、お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネットなどでお探してください。

Q7.最近空き家を購入してリフォームをしたが、これから補助を受けられるか？

A7.補助対象とはなりません。補助を受けるには空き家バンクに登録された空き家で、リフォームを行う前に補助金の申請を行う必要があります。

Q8.補助金の交付額はいくらになるか？

A8.補助金の交付額は、補助対象経費の1/2に相当する額となります。上限額についてはリフォーム工事は100万円、家財道具の処分は10万円とし、最大110万円を補助します。

Q9.補助金の交付申請は先着順か？

A9.交付申請は随時受付を行い、予定している予算額を超えた場合には終了となります。

Q10.「交付申請者」は誰になるのか？

A10.空き家バンクに登録している空き家の所有者の方、又は空き家バンクの空き家を購入または賃借した人で、リフォーム工事等の契約者が申請者となります。

Q11. 売買契約者やリフォーム工事の発注が共有名義の場合、2人のうち一方が「交付対象者」の要件を満たしていれば、対象となるかとなるか。

A11. 交付対象となります。

Q12. 法人も「交付対象者」となるか。

A12. 補助金の交付申請をした日前3年以内に初めて市内に事業所を構えた法人は「交付対象者」とします。

Q13. リフォーム工事を請け負った業者が市内に事業所がなくても、請負業者が市内の業者に下請けを出した場合も対象となるか。

A13. 対象となります。ただし、その場合は市内業者に下請けに出したことがわかる書類も添付してください。

Q14. 「交付申請書」の提出は、郵送でも可能なのか？

A14. 郵送による申請はできません。申請時に聞き取り等を行いますので、建設課の窓口まで持参してください。